（削る）

九～四十一　（略）

（作業計画）

第百五十一条の八十九　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～三　（略）

四　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百二十五　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～六　（略）

七　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百五十三　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～五　（略）

六　労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

いる立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかつている木の胸高直径が二十センチメートル以上であるものの処理の業務（第六号の二に掲げる業務を除く。）

八の二　チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前号に掲げる業務を除く。）

九～四十一　（略）

（作業計画）

第百五十一条の八十九　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～三　（新設）

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百二十五　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～六　（新設）

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第四号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百五十三　（略）

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一～五　（新設）

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条　事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2　（略）

（かかり木の処理の作業における危険の防止）

第四百七十八条　事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

2　事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するた

3　事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第一号、第二号、第三号及び第五号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

（伐木作業における危険の防止）

第四百七十七条　事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一・二　（略）

三　伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。

2　（略）

第四百七十八条　削除